

大分県報

令和七年
第五九八号
四月八日

（火曜日）

目次

告 示

生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	一
土地改良区の定款変更認可	一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（二件）	一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	二
指定予定保安林	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定（三件）	二
教育委員会告示	四
博物館の登録	四
選挙管理委員会告示	四
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正	四
公 告	四
所在不分明者に対する保安林指定予定通知の揭示（二件）	四
都市計画図書の縦覧（四件）	五
競争入札参加者の資格に関する公示	五
一般競争入札の実施	七

○告 示

大分県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設

令和七年四月八日

者でない施術者）を指定した。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
--------	--------	-------

川 邊 洸 祐	別府市光町二一―一八後藤マンション二〇五	令 六 ・ 九 ・ 二 〇
---------	----------------------	---------------

小 野 真 一	別府市莊園一二―一	令 六 ・ 六 ・ 一 七
---------	-----------	---------------

五 島 源 己	由布市挾間町赤野六四〇―二	令 六 ・ 九 ・ 二
---------	---------------	-------------

大分県告示第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
--------	-----	-------

初瀬井路土地改良区	大分市	令七 ・ 三 ・ 二 七
-----------	-----	--------------

大分県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十六条第一項の規定により、国東市長松井督治からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画図書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
-----	-----	------	------

県営防災重点農薬用ため池等整備事業	尾迫溜池地区	令七 ・ 四 ・ 八 から 令七 ・ 四 ・ 二 八 まで	国東市役所
-------------------	--------	----------------------------------	-------

大分県報（告示）

大分県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十六条第一項の規定により、国東市長松井督治からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	島田池地区	令七・四・八から 令七・四・二八まで	国東市役所

大分県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災ため池事業 （地震対策型）	大郷溜池地区	令七・四・八から 令七・四・二八まで	由布市役所

大分県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和七年四月八日

一 保安林予定森林の所在場所

国東市国見町千燈字井田川一五八八番、一五八九番一から一五八九番三まで、一五九〇番一から一五九〇番三まで、一五九二番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字井田川一五八九番二、一五八八番・一五九〇番一から一五九〇番三まで（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域の名称	所 在 地		
	市町村	大字	字
湛水	大分市	上詰	湛水 井手上
一五〇九番、一五一九番 一六四八番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）、一六五一番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、一六五四番二			

[illegible]

令和七年四月八日

大分県報（告示・教育委告示・選管委告示・公告）

四

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大 分 県 教 育 委 員 会

指定区域の名称	所 在 地		
	市町村	大字	字
寺原	豊後大野市緒方町	寺原	下寺原
寺原			
二四七番の一部（標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分）、二四八番の一部（標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分）、二四九番二の一部（標柱九号と十号を結んだ線の南側の部分）、二五〇番の一部（標柱九号と十号を結んだ線の南側の部分）、二六一番の一部（標柱十二号と十三号を結んだ線の西側の部分）、二六二番の一部（標柱十一号と十二号を結んだ線の西側の部分）、二六八番の一部（標柱十一号と十二号を結んだ線の西側の部分）、二七一番の一部（標柱十一号と十二号を結んだ線の西側の部分）、二七二番、二七四番、二七五番、二七五番二、二七六番三、二七九番一から二七九番三まで、二八〇番、二八一番、二八六番及び二八七番の一部（標柱十二号と十三号を結んだ線の北側の部分）三五一番一、三五五番から三五六番まで、三五七番の一部（標柱十六号と標柱十七号を結ぶ線の北側）まで、三六四番から三六七番まで、三六九番から三七三番まで、三六〇番の一部（標柱十五号と十六号を結んだ線の北側の部分）、三七四番の一部（標柱四号から七号までを順次結んだ線の南側の部分）、三七七番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）及び三七七番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）			

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第六号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十一条の規定により、博物館として令和七年三月三日次のとおり登録した。

令和七年四月八日

名 称	所 在 地	設 置 者
大分県立歴史博物館	大分県宇佐市大字高森字京塚	大分県

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月八日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

四 指定老人ホーム中

「特別養護老人ホーム花みず 佐伯市大字池田一六九九一七」を

き

「特別養護老人ホーム花みず 佐伯市大字池田一六九九一七

き

介護付有料老人ホームうめ の里 宇目大字小野市字井ノ上三七五四一」に、

「特別養護老人ホーム直川苑

（ユニット型）

〃 直川大字仁田原一九六二一一」を

「特別養護老人ホーム直川苑

（ユニット型）

〃 直川大字仁田原一九六二一一

（ユニット型）

に改める。

シートピアさいき

〃 中村東町一一一」

○公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所		第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和七年四月八日	
所在の不明な者の氏名	揭示場所	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	
石田 佐興藏、石田 菊夫、石田 策一、石田 伯男、石田 菊治郎、石田 実、石田 敏郎	佐伯市役所		
二 通知の要旨		一 都市計画の種類及び名称 日田都市計画公園 八・二・一号 ガランドヤ古墳公園（日田市決定）	
令和七年二月二十八日付け大分県告示第八十九号により行つた森林法第三十条の規定による通知		二 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に揭示する。 令和七年四月八日		都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和七年四月八日	
所在の不明な者の氏名及び揭示場所	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	一 都市計画の種類及び名称 別府国際観光温泉文化都市建設計画道路 三・四・八号 浜脇秋葉線（別府市決定） 別府国際観光温泉文化都市建設計画緑地 一号 朝見川緑地（別府市決定） 別府国際観光温泉文化都市建設計画公園 三・三・十一号 的ヶ浜公園（別府市決定）	
所在の不明な者の氏名	揭示場所	二 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課	
工藤 キヨ子、柳井 嘉一	佐伯市役所	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和七年四月八日	
二 通知の要旨		一 都市計画の種類及び名称 大分市計画（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和七年四月八日	
令和七年三月十四日付け大分県告示第百十三号により行つた森林法第三十条の規定による通知		二 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課	
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和七年四月八日	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百	
都市計画の種類及び名称	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分市計画公園 三・三・三八号 下郡地区公園（大分市決定）	
別府国際観光温泉文化都市建設計画生産緑地地区 竹の内地区（別府市決定）			
二 縦覧場所			
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課			
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条			

七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和七年四月八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

講習用四輪運転シミュレータ賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

令和七年四月八日から同月十八日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(一) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判断した場合 (二) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 競争券の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合 2 一の(一)から(五)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加するやうになったと認められ、その旨を所管入札参加資格を有する者に通知するものとす。 ~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和7年4月8日	(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。 (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。 (4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。 (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 (6) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。 (7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和7年4月30日（水）午後5時までに大分県警察本部交通部運転免許課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。 4 入札参加申請の方法及び期間 電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年4月9日（水）午前9時から同年5月7日（水）午後5時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和7年5月7日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。
1 競争入札に付する事項 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 (1) 調達をする物品等の種類 講習用四輪運転シミュレータ貸借契約 (2) 借入期間 令和7年12月1日から令和14年11月30日まで（84か月） (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約） (3) 納入期限 令和7年11月30日 (4) 納入場所 大分県警察本部交通部運転免許課 2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係

〒870－8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－536－2131（内線2263） 5 競争入札参加資格に関する事項 競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 (1) 申請の時期 令和7年4月8日（火）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページ（https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html）から申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 (3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－506－2956 なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。 6 契約条項を示す方法及び日時 大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和7年5月19日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。 7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨 8 電子入札システムによる入札金額の入力期間 令和7年5月8日（木）から同月19日（月）午後5時まで 電子入札システムを利用して入札する場合は、ＩＣカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。 9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和7年5月19日（月）午後5時までに必着のこと。	10 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和7年5月20日（火）午前10時 11 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。 12 入札保証金に関する事項 免除する。 13 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 14 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないもの 15 最低制限価格に関する事項 設定しない。 16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自
--	--

治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。	
17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870－8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－536－2131（内線2263）	
18 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第24条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。	
19 その他 (1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。	
20 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented Four-wheels driving simulator rental agreement for training (2) Time limit for tender 5:00 p.m.19 May 2025 (3) Office License Division,Oita Prefectural Police 6687 Oaza-Matsuoka,Oita city 870－0401 Tel 097－528－3000	